○経済産業省環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇

を

「	
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇

」

に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第百四十九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日法務省告示第百四十九号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号　法務省大臣官房秘書課内情報公開窓口

○最高検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日最高検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

検事総長　笠間　治雄

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号　最高検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○東京高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日東京高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

東京高等検察庁検事長　小貫　芳信

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号　東京高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口